

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

告 示 ○ 三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額 .....	保健体育課 1頁
○ 三重県立学校体育施設の空調設備の使用料の額 .....	保健体育課 4頁

### 告 示

#### 三重県教育委員会告示第24号

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額を次のとおり定めます。

令和7年10月1日

三重県教育委員会教育長 福永和伸

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額（令和6年三重県教育委員会告示第25号）の全部を改正する。

#### 三重県立学校体育施設の照明設備の使用料

県立学校名	体育施設名	照明設備の使用料（円／時間）
桑名高等学校	体育館	100
	武道場	50
桑名西高等学校	体育館	150
	武道場	50
桑名北高等学校	体育館	150
	テニスコート	450
	武道場	50
桑名工業高等学校	弓道場	50
	運動場	50
	体育館	200
	武道場	100
いなべ総合学園高等学校	体育館	200
	トレーニング室	50
	武道場	100
	レスリング場	50
川越高等学校	運動場	500
四日市高等学校	体育館	150
	武道場	50
四日市南高等学校	体育館	200
	武道場	50
四日市西高等学校	体育館	150
	テニスコート	600
	運動場	300
朝明高等学校	体育館	200
	武道場	50
	運動場（ラグビー）	550

	運動場 (野球)	550
四日市四郷高等学校	運動場	350
	テニスコート	600
	武道場	50
	レスリング場	50
四日市工業高等学校	運動場	1150
	テニスコート	550
四日市中央工業高等学校	ウエイトリフティング場	50
	運動場	950
	トレーニング場	50
	武道場	50
四日市商業高等学校	体育館	150
	テニスコート	300
北星高等学校	運動場	550
	体育館	200
菰野高等学校	弓道場	50
	運動場	350
神戸高等学校	運動場	550
	柔道場	50
	剣道場	50
白子高等学校	運動場	100
石薬師高等学校	ウエイトリフティング場	50
	体育館	150
稻生高等学校	運動場	50
	第1体育館	150
	第2体育館	200
	武道場	100
	なぎなた道場	50
	運動場 (野球)	600
亀山高等学校	武道場	50
	ウエイトリフティング場	50
津高等学校	テニスコート	250
	武道場	50
	体育館	150
津西高等学校	第2運動場	650
	体育館	150
	武道場	50
津東高等学校	体育館	150
津工業高等学校	卓球場	50
津商業高等学校	体育館	150
	武道場	50
	運動場 (ソフトボール)	100
みえ夢学園高等学校	体育館	100
久居高等学校	体育館	150
	体操場	250
	テニスコート	600
	武道場	50
	レスリング場	50
	運動場 (西側)	50
久居農林高等学校	第一運動場	150
	第二運動場	750
	体育館	150

	武道場	50
	ボクシング道場	50
白山高等学校	運動場	100
	体育館	200
	武道場	50
松阪高等学校	運動場（サッカー）	250
	運動場（ソフトボール）	150
松阪工業高等学校	レスリング場	50
松阪商業高等学校	運動場	50
飯南高等学校	体育館	150
	武道場	50
相可高等学校	体育館	150
	テニスコート	50
	武道場	50
昂学園高等学校	体育館	150
宇治山田高等学校	体育館	200
伊勢工業高等学校	運動場	350
	体育館	200
	武道場1F	50
	武道場2F	50
宇治山田商業高等学校	運動場	50
伊勢まなび高等学校	運動場	550
	体育館	200
明野高等学校	トレーニング場	50
	ボクシング場	50
	武道場	50
南伊勢高等学校度会校舎	体育館	100
	トレーニング場	50
	武道場	50
鳥羽高等学校	運動場	450
	体育館	150
	トレーニング場	50
	武道場	50
	フェンシング場	50
志摩高等学校	運動場	200
	体育館	150
水産高等学校	ボクシング場	50
	体育館	150
	武道場	50
上野高等学校	第2運動場	200
	体育館	150
	テニスコート	50
	武道場	50
伊賀白鳳高等学校	第2運動場	900
	体育館	200
	トレーニング場	100
	武道場	50
あけぼの学園高等学校	体育館	150
名張青峰高等学校	体育館	150
	テニスコート	550
	武道場	50
名張高等学校	運動場	200

	体育館	100
	テニスコート	750
	武道場	50
尾鷲高等学校	弓道場	50
	運動場	500
	体育館	150
	テニスコート	250
	武道場	50
尾鷲高等学校（光が丘校舎）	運動場	600
	武道場	50
	レスリング場	50
熊野青藍高等学校木本校舎	運動場	600
	体育館	300
	テニスコート	100
	武道場	50
熊野青藍高等学校紀南校舎	体育館	150
	卓球場	100
	武道場	50
盲学校	体育館	100
聾学校	体育館	100
かがやき特別支援学校	体育館	100
稲葉特別支援学校	体育館	100
特別支援学校伊賀つばさ学園	体育館	100
松阪あゆみ特別支援学校	体育館	100
特別支援学校玉城わかば学園	体育館	100
特別支援学校西日野にじ学園	体育館	100
特別支援学校北勢きらら学園	体育館	100
くわな特別支援学校	体育館	100
度会特別支援学校	体育館	100
特別支援学校東紀州くろしお学園	体育館	100
特別支援学校東紀州くろしお学園 おわせ分校	体育館	150

#### 備考

- 1 使用料の額の算出は、使用の時間数に時間当たりの照明設備の使用料を乗じたものになります。
- 2 使用の時間が1時間未満であるとき又は使用の時間に1時間未満の端数があるときは、その未満である使用的時間又は端数は1時間とします。

#### 附 則

- 1 この告示は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この告示の施行日前に照明設備を使用しようとする者に三重県立学校体育施設の使用に関する規則（令和元年三重県教育委員会規則第2号）第3条に基づき許可を行い、改正後の新告示の施行日以後に照明設備を使用した者の照明設備の使用料は、改正後の新告示の照明設備の使用料によるものとする。

---

#### 三重県教育委員会告示第25号

三重県立学校体育施設の空調設備の使用料の額を次のとおり定めます。

令和7年10月1日

三重県教育委員会教育長 福永和伸

三重県立学校体育施設の空調設備の使用料の額

三重県立学校体育施設の空調設備の使用料の額（令和7年三重県教育委員会告示第15号）の全部を改正する。

三重県立学校体育施設の空調設備の使用料

県立学校名	体育施設名	空調設備の使用料(円/時間)
桑名高等学校	武道場	600
桑名西高等学校	武道場	600
桑名北高等学校	武道場	750
桑名工業高等学校	武道場	450
いなべ総合学園高等学校	武道場	450
	レスリング場	300
四日市高等学校	武道場	550
四日市南高等学校	武道場	500
朝明高等学校	武道場	550
四日市四郷高等学校	武道場	400
	レスリング場	200
四日市中央工業高等学校	武道場	450
神戸高等学校	柔道場	300
	剣道場	300
稻生高等学校	なぎなた道場	550
亀山高等学校	武道場	400
津高等学校	武道場	500
津西高等学校	武道場	550
津工業高等学校	卓球場(武道場)	900
津商業高等学校	武道場	450
久居高等学校	武道場	500
久居農林高等学校	武道場	500
白山高等学校	武道場	500
松阪工業高等学校	レスリング場	300
飯南高等学校	武道場	750
相可高等学校	武道場	500
伊勢工業高等学校	武道場2F	1200
明野高等学校	武道場	350
南伊勢高等学校度会校舎	武道場	700
鳥羽高等学校	武道場	400
	フェンシング場	250
水産高等学校	武道場	400
上野高等学校	武道場	400
伊賀白鳳高等学校	武道場	400
名張高等学校	武道場	400
尾鷲高等学校	武道場	400
熊野青藍高等学校木本校舎	武道場	600
熊野青藍高等学校紀南校舎	武道場	400
かがやき特別支援学校	体育館	450
稲葉特別支援学校	体育館	1150
松阪あゆみ特別支援学校	体育館	1150
特別支援学校玉城わかば学園	体育館	1900
特別支援学校西日野にじ学園	体育館	1700
くわな特別支援学校	体育館	1600
度会特別支援学校	体育館	4700
特別支援学校東紀州くろしお学園	体育館	1000

備考

- 1 使用料の額の算出は、使用の時間数に時間当たりの空調設備の使用料を乗じたものになります。
- 2 使用の時間が1時間未満であるとき又は使用の時間に1時間未満の端数があるときは、その未満である使用的時間又は端数は1時間とします。

附 則

- 1 この告示は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この告示の施行日前に空調設備を使用しようとする者に三重県立学校体育施設の使用に関する規則（令和元年三重県教育委員会規則第2号）第3条に基づき許可を行い、改正後の新告示の施行日以後に空調設備を使用した者の空調設備の使用料は、改正後の新告示の空調設備の使用料によるものとする。

発 行  
津市広明町13番地 三重県教育委員会